

フリーランス法の広報強化期間（第2弾）

令和6年9月24日
公正取引委員会

公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」といいます。）の令和6年11月1日の施行に向けて、フリーランス法の認知度を高めるとともに、違反行為の未然防止を図るため、同年6月17日から7月31日までの期間をフリーランス法広報強化期間の第1弾と位置付け、広報活動を実施しました。

＜令和6年6月17日 フリーランス法の広報強化期間（第1弾）＞

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240617_freelance.html

今般、令和6年10月1日から11月8日までの期間をフリーランス法広報強化期間の第2弾と位置付け、第1弾に引き続き、イラストレーター兼漫画ブロガーのBUSON（ブソン）氏のオリジナルキャラクター「しきぶちゃん」とタイアップしたフリーランス法の広報活動等を実施します。

1 インターネット広告の掲載

令和6年10月18日から11月7日までの期間、YouTube に動画広告を、Google、Yahoo! JAPAN、LINE 等にバナー広告を掲載します。

また、政府広報と連携し、令和6年9月9日以降、YouTube、X 等の SNS 広告及び屋外交通広告を実施しています。

（広報動画画像）



問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 フリーランス取引適正化室 電話 03-3581-5479（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

2 フリーランス法説明会・個別相談会の開催

フリーランスと取引を行う発注事業者及びフリーランスを対象として、フリーランス法(取引の適正化に係る部分のみ)について説明会を開催します。また、対面形式で実施する説明会会場では、説明会終了後、同内容に関して公正取引委員会の職員に個別に相談することができる個別相談会を開催いたします。詳細は「フリーランス法説明会の実施について」を御参照ください。
<フリーランス法説明会の実施について>

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

3 SNS における継続的な情報発信

公正取引委員会公式の X 及び Facebook において、「フリーランス新法通信」として毎週火曜日に投稿を行っているほか、YouTube においてフリーランス法に関する動画投稿を行っており、広報強化期間の第 2 弾の期間中においても継続的に情報発信を行います。

X	Facebook	YouTube
		